

「農地法第4条・第5条の規定による許可申請書」の記載要領

申請書の提出部数

- (1) 法第4条の申請 様式第2-1号の甲号2部、乙号1部
 - (2) 法第5条の申請 様式第2-2号の甲号3部、乙号1部
(農地法施行規則第20条第1項ただし書の規定による単独申請の場合は、甲号は2部)
- ※ 申請者又は譲受人等若しくは譲渡人等が複数いるときは、甲号は、正本1部に加えて当事者の人数分を提出する。

申請書の記載要領

- 1 4条申請の「申請者住所、電話番号、氏名(名称)」、5条申請の「譲受人等・譲渡人等住所、電話番号、氏名(名称)」について
 - (1) 5条申請の場合は、当事者(譲受人等及び譲渡人等)が連署する。ただし、次の場合(農地法施行規則第10条第1項ただし書(同項各号)に掲げる場合)は、単独申請も可能。
 - ア 競売、公売、遺贈その他単独行為による場合
 - イ 判決が確定した場合
 - ウ 裁判上の和解又は請求の認諾があった場合
 - エ 民事調停法により調停が成立した場合
 - オ 家事審判法により審判が確定し、又は調停が成立した場合
 - (2) 申請者が2名以上いる場合など、全員の氏名を記入できないときは「別紙のとおり。」と記入し、別紙に住所、電話番号及び氏名(名称)を記入する。この別紙は、甲号の提出部数分を提出する。
なお、譲受人等が複数いる場合は、「氏名」の前に持分を記入する。
 - (3) 法人の場合は、次のように記入する。
《例》 住所 ○○市○○町大字△△×××番
電話番号 ○○○-○○○○-○○○○
氏名(名称) ○○株式会社 代表取締役 △△△△
 - (4) 法人格を有しない任意団体の場合は、次のように記入する。
《例》 住所 ○○市○○町大字△△×××番
電話番号 ○○○-○○○○-○○○○
氏名(名称) △△自治会代表 ○○○○
 - (5) 4条申請者、5条譲渡人等の登記簿に記載の名義人が死亡して相続登記がなされていない場合は、原則として申請前に相続登記を行い、申請人、譲渡人等と登記名義人を一致させる。
なお、申請時までには相続登記をすることができない場合は、申請者が真正な権利者であることを証する書面(戸籍謄本、除籍の謄本又は遺産分割協議書、相続放棄証明書など)を添付する。
 - (6) 4条申請者、5条譲渡人等の住所等が登記簿の記載と異なるときは、真正な権利者であることを証する書面(戸籍の附票、住民票の写し(変遷のわかるもの)など)を添付する。
 - (7) 申請者が未成年者の場合は、未成年者氏名の下に「親権者○○○○」と記入するとともに、その者が親権者であることを証する書類(戸籍謄本など)を添付する。
 - (8) 代理人の名義で申請する場合は、代理権限を証する委任状(委任事項を特定したもの)及び譲受人等が申請に係る事業を行う旨の確認書を添付する。

- 2 5条申請の本文「農地（採草放牧地）の（に）「 」を「 」したいので、」について
次のように記入する。
《例》 「所有権」を「移転」したい、「賃借権」を「設定」したい、「使用貸借による権利」を「設定」したい
- 3 「1 許可を受けようとする土地の状況等」について
- (1) 「面積」は、登記簿の地積を記入する。
一筆の土地のうち一部を転用する場合は、申請前に分筆することを原則とするが、やむを得ない理由等により分筆を行わない場合は、「〇〇㎡のうち△△㎡」と記入する。
この場合においては、一筆の土地のうち申請する区域を表示し、地積を計算した実測図を、甲号の提出部数分添付する。
- (2) 「市街化区域・市街化調整区域・その他区域の別」は、申請に係る土地が都市計画法による市街化区域、市街化調整区域又はこれら以外のいずれに含まれているかを記入する。
- (3) 申請地が多数あり、その全てを記入することができない場合は「別紙のとおり。」と記入し、別紙に許可を受けようとする土地の状況を記入する。この別紙は、甲号の提出部数分を提出する。
- (4) 記入後に余白がある場合は、「以下余白」と記入するか斜線を引く。
- 4 「2 転用目的等」について
- (1) 「用途」は、具体的な利用目的を次のように記入する。
《例》 自己住宅、農家住宅（※農業委員会の農地基本台帳等に記載されている者の自己居住用の住宅）、自己住宅の敷地拡張、建売住宅〇棟、賃貸住宅、アパート〇棟、資材置場（〇〇用）、駐車場（〇〇用〇〇台）、事務所（〇〇用）、倉庫（〇〇用）、車庫（〇〇用）、店舗（〇〇用）、集会所（〇〇用）、植林（杉〇本）、作業場（〇〇用）、墓地、進入路、一時転用（〇〇用）など
- (2) 「工事計画」の日付は、具体的な予定日を記入することが原則であるが、「着工 許可後 完成 〇 月後」としてもよい。
- (3) 「所要面積」は、転用事業に必要な用地の面積を記入する。申請地の農地以外の宅地、雑種地等も一体として利用する場合は、これらの一体利用地（併用地）の面積も加えた全体面積を記入する。
併用地がある場合は、備考欄に「併用地 宅地/原野/山林/雑種地 〇〇㎡」と記入する。
- (4) 「土地造成」の「所要面積」は、切土、盛土及び整地をする合計面積を記入する。
- (5) 「建築物、工作物その他」は、住宅、倉庫、店舗などの建物及び駐車場、墓石、資材置場等の建物以外のものを記入する。
- (6) 「建築面積」は、建物の水平投影面積を記入する。
《例》 1階の床面積が80㎡で、2階の床面積が60㎡の場合では、「80㎡」と記入
- (7) 工期が2年以上になるなどの大規模な開発の場合は、工程表を添付するとともに、他法令の許認可申請に用いた事業計画書等を添付して補足する。
- 5 「3 転用の事由等」について
「転用を必要とする理由」を具体的に記入する。
《例》 資材置場への転用の場合 現在使用している資材置場の利用状況、新たに資材置場を必要とする理由、申請地に置く資材の種類、数量等を具体的に記入し、別途配置図を添付する。
《例》 駐車場への転用の場合 既存施設（駐車場）の利用状況、新たに駐車場を必要とする理由、申請地の駐車台数、利用見込み等を具体的に記入する。

《例》 一時転用の場合 一時転用を必要とする理由、申請地の利用方法、一時転用の期間（農地への復元期間を含む。）、農地への復元方法（費用負担者を含む。）、農地への復元後の利用計画等を具体的に記入する。

6 5条申請の「4 権利を設定・移転しようとする契約の内容」について

「権利の設定又は移転の時期」は、具体的な予定日を記入することが原則であるが、「許可後」、「許可後〇月以内」としてもよい。

7 「4・5 事業の資金計画」について

土地買収費、土地造成費、建築費など事業に必要な経費及びその調達計画を記入する。

8 「5・6 転用することによって生ずる付近の農地（採草放牧地）、作物等に対する被害の防除施設の概要」は、「別紙計画書のとおり。」と記入し、被害防除措置計画書（様式第2-3-1号）にその内容を記入する。大規模な開発の場合は、他法令の許認可申請に用いた事業計画書等を添付して補足する。

9 「6・7 その他参考となるべき事項」について

(1) 「(1) 関連法令の許認可手続の状況」は、当該事業に関連して許認可等を必要とする法令等の手続の状況を記入する。「その他（法律名を記入）」の関連法令等の主なものについては、次のとおり。

農業振興地域の整備に関する法律、都市計画法、宅地造成等規制法、森林法、墓地、埋葬等に関する法律、道路法、国有財産法、普通河川等保全条例、河川法、砂利採取法、採石法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、自然公園法、広島県立自然公園条例、自然環境保全法、広島県自然環境保全条例、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、文化財保護法、工場立地法、土地区画整理法、土地改良法、ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例、大規模小売店舗立地法、環境影響評価法、広島県環境影響評価に関する条例、広島県土砂の適正処理に関する条例、電気事業者による再生可能エネルギーの調達に関する特別措置法、土壤汚染対策法

※ 農業振興地域の整備に関する法律以外の法令の手続の状況については、当該他法令の許認可書の写し又は申請書の写しを添付する。

(2) 「(2) その他」は、転用事業に法令等で義務付けられている行政庁との協議が必要な場合はその状況を記入し、次の場合のほか参考となる事項を記入する。

ア 市街化調整区域内で都市計画法第29条の開発許可及び第43条の建築許可を要しない場合は、その理由

イ 転用事業に当たって農地等以外の土地を併用地として利用する場合は、その土地を利用できる見込み

ウ 処分禁止の仮処分の登記が設定されている場合等（権利者が転用事業者の場合を除く。）は、転用事業に支障のない理由を記入する。ただし、仮登記、抵当権設定及び差押登記の場合は不要。

(3) 特定建築条件付売買契約予定地の場合は、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて（平成31年3月29日付け30農振第4002号通知）」別紙3(1)から(3)までの事項を記入する。